

危機管理・健康福祉常任委員会 議事次第

〔 令和 8 年 7 月 3 日（金）
午後 1 時 30 分～
於：第 5 委員会室 〕

1 開 会

2 付託議案（討論・採決）

3 付託請願

4 所管事項

5 閉会中の継続審査及び調査

6 今後の委員会運営

○ 閉会中の常任委員会

日 時：令和 8 年 8 月 19 日（水） 午後 1 時 30 分～
令和 8 年 9 月 9 日（水） 午後 1 時 30 分～

○ 管外調査

日 程：令和 8 年 7 月 22 日（水）～23 日（木）

7 そ の 他

8 閉 会

危機管理・健康福祉常任委員会議案付託表

議案番号	件名
5	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件
6	京都府立学校授業料等徴収条例等一部改正の件

危機管理・健康福祉常任委員会 付託請願一覧表（新規分）

令和8年6月定例会

受理番号	受理年月日	件名	委員会の意見	審査結果	措置
781	R8. 6. 23	医療・介護労働者の処遇改善実現に必要な財政措置を国に求めることに関する請願			
783の2	R8. 6. 23	ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の経営危機打開に関する請願			

受理番号	第 781 号	受理年月日	令和8年 6月23日	付託委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
請願者		紹介議員		島田敬子 田中富士子 光永敦彦	
件名	医療・介護労働者の処遇改善実現に必要な財政措置を国に求めることに関する請願				
要旨	<p>物件費・人件費の高騰が医療・介護経営を圧迫し、2025年の医療機関の倒産は2006年度以降の20年間で最多に上り、前年比2割増と急増し、また、介護事業所は人手不足倒産が過去最多に上り、医療機関・介護施設のいずれも2年連続で倒産件数過去最多を更新する危機的な状況にある。</p> <p>他方、物価高と人手不足が続く中、2023年以降、全産業的に賃上げ機運が高まり、春闘における賃上げは、厚生労働省の集計で2023年が11,245円(3.60%)、2024年が17,415円(5.33%)、2025年が18,629円(5.52%)と推移し、26春闘も連合は4月14日時点の集計で加重平均16,879円(5.08%)と、5%台の高水準を維持している。ところがこの間、「医療・福祉」の賃上げは、2023年が3,616円(1.7%)、2024年が6,876円(2.5%)、2025年が5,589円(2.3%)と全産業の賃上げを大きく下回る到達にとどまってきた(出典：厚労省「賃金引き上げの実態に関する調査」産業・企業規模別1人平均賃金の改定額、改定率)。そして、こうした賃上げ格差が、介護の人手不足倒産や病院の休床・病棟閉鎖、看護・介護の仕事を志す人材そのものの減少につながり、現在と将来の医療・介護供給体制の維持に極めて深刻な危機をもたらすことが懸念される状況に至っている。</p> <p>こうした中、政府は、2026年度診療報酬改定において、本体改定率3.09%のうち1.7%を賃上げ分、0.76%を物価対応分とし、また、介護の処遇改善加算を引き上げる介護報酬臨時改定も行ってきた。しかし、その水準は極めて不十分で、特に、医療機関における賃上げの政府想定は、看護師など大半の医療従事者について、この間の全産業の賃上げ水準を大きく下回る3.2%に押しとどめられ、賃上げ率も年間一時金の想定も人事院勧告の水準以下である。物価対応分も、2025年度の物価上昇率が3.2%であったのに、物件費上昇の見込みは年2.0%とされ、経営悪化を食い止めるには全く不十分であり、これでは、経営を維持改善し人材を確保するに十分な賃上げを行うことは不可能である。</p>				

更には中東情勢の混迷から、石油由来製品の不足や価格上昇が広がり、医療・介護現場に不可欠なプラスチック製の滅菌手袋、ガウン、点滴チューブ等の品薄・欠品・高騰など、医療・介護の現場と経営に更に深刻な事態をもたらしかねない問題も噴出している。地域住民の医療・介護を守るためにも、医療・介護のマンパワー確保につながる大幅な賃金改善、他産業並みの持続的賃上げを実現できる経営改善は必要不可欠であり、そのために必要な財政措置を国に対し強く求めるものである。

については、京都府議会として、深刻な医療危機・介護危機に直面しかねない現状を理解し、医療・介護労働者の他産業並み賃上げを実現する緊急の財政支援と、持続的賃上げを可能にする診療報酬・介護報酬の大幅引き上げを行うよう、国に対して求めることを請願する。

受理番号	第 783 の 2 号	受理年月日	令和8年 6月23日	付託委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
請願者		紹介議員		島田敬子 光永敦彦 迫祐仁	
件名	ホルムズ海峡封鎖等の影響による中小業者の経営危機打開に関する請願				
要旨	<p>アメリカ及びイスラエルによるイラン攻撃を契機とした中東情勢の緊迫化により、ホルムズ海峡封鎖等の影響が発生し、燃油価格や原材料価格の高騰、物流停滞、資材不足が深刻化している。京都府内においても、建設業、製造業、運輸業、小売業、医療・介護事業者など幅広い分野で、石油由来資材や医療資材の不足、燃油費や光熱費の上昇による経営圧迫が広がっている。必要な資材の確保ができず工事や製造を停止する事例も生じており、中小業者の事業継続に重大な支障を来している。</p> <p>この事態は、単なる物価高騰ではなく、供給不足そのものによる事業停止の危険を伴うものであり、地域経済や雇用にも深刻な影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>については、府内中小業者の営業と暮らしを守るため、京都府として速やかな支援策を講じるとともに、国に対して必要な対策を求めるよう、次の事項について請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ホルムズ海峡封鎖等の影響により経営困難に陥っている事業者に対し、府税の納付猶予・減免の柔軟な適用を行うとともに、市町村国民健康保険料の減免が円滑に実施されるよう必要な助言等を行い、国に対して税・社会保険料等の簡易な猶予・免除制度の創設を求めること。 2 石油由来資材及び医療資材等の供給不足の実態を緊急に調査し、代替資材の確保支援を行うとともに、国に対して医療・福祉分野を含む供給確保のための緊急対策を求めること。 3 事業停止や縮小に伴う雇用への影響を防ぐため、国に対し雇用調整助成金の拡充及び生活福祉資金特例貸付に類する生活支援 				

制度の創設を求めるとともに、府独自の雇用維持支援策を講じること。

危機管理・健康福祉常任委員会 送付陳情一覧表

令和8年6月定例会

受理番号	受理年月日	件名
1035の2	R8. 4. 20	別居・離婚後の共同親権及び共同養育の更なる法整備等に係る意見書の提出に関する陳情
1036	R8. 4. 20	児童相談所での更なる環境改善に関する陳情
1037	R8. 5. 20	一部保険外療養の撤回を求める意見書の採択を求めることに関する陳情

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1035の2 号	受理年月日	令和8年 4月20日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳情者					
件名	別居・離婚後の共同親権及び共同養育の更なる法整備等に係る意見書の提出に関する陳情				
要旨	<p>我が国では、夫婦の3組に1組が離婚しており、離婚家庭の未成年者数は21万人（厚生労働省人口動態統計）であり、そのうちの約7割にあたる15万人が片方の親に会えていない。その理由の一つに、先進国において我が国のみが採用している単独親権制度であるがゆえに、別居・離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子どもの連れ去り」別居やDV支援措置法を悪用した虚偽DVなどによる「親子引き離し」が後を絶たない。</p> <p>不当に子どもを連れ去られた一方の親は、不当に子どもを連れ去られ、継続性の原則の下、親権・監護権を奪われ、養育費は支払っているものの、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまう。このような親が多数存在し、その苦しきの余り自殺する親も相次いでいるのが現状である。</p> <p>一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国などでは誘拐や児童虐待に該当し、刑事事件として扱われるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始めこれを継続している事態を法的に追認していることから生じている。</p> <p>このような状況から、国内外からも以下のような問題が提起されているにも関わらず、法整備に際し、現段階では議論されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2014年1月にハーグ条約を締結、批准したにも関わらず不履行であり、このことは拉致被害国でもある日本が、「ハーグ条約不履行国」「子どもの拉致国家」として国外から非難されている。 ・2019年2月、国連子どもの権利委員会は「共同親権を認める為に、離婚後の親子関係に関する法律を改正すること」等の勧告を日 				

本政府に行った。

- 2020年6月25日に自由民主党政務調査会司法制度調査会において「子の連れ去りの問題について、欧州諸国等から非難されている」こと、「日本では離婚を巡って夫婦間で子どもの連れ去りが起きたり、子と別居親の関係が遮断されるケースが少なくない。」と報告された。
- 2020年7月8日に欧州連合（EU）議会本会議において、子の連れ去りが日本国内において追認されていることを非難し、それを禁止する法改正を要請する決議が可決された。

日本の宝でもある、未来ある子どもたちにとって、両親からの愛情と養育を安定して受けることは最大の利益であり権利である。連れ去り、引き離しという人権侵害に真摯に向き合い、世界標準となる法改正の実現が、子どもたちの健全な発達に資すること、ひいては国の繁栄、国内だけでなく国際問題の解決につながる。

については、民法改正が4月1日から施行されたが、国内外から指摘されている現状の問題についての改正がされていないので、「子どもの最善の利益」を実現し原則共同親権にするため、別居・離婚後の共同親権及び共同養育に係る法整備等に関し、次の事項を盛り込んだ意見書を国に提出することを陳情する。

- 1 別居・離婚後の共同養育・共同親権制度を導入し、子どもの最善の養育環境を整え、両親の子育て責任を明確化すること。
- 2 一方の親が同意なく子どもを連れ去った場合には、子どもを速やかに元の場所に戻し、子どもの養育について話し合うこと。また子どもを速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。
- 3 主たる養育親の決定は、フレンドリーペアレントルールによるものとする。
- 4 養育費の取り決めに合わせて、子どもと離れて暮らす親に年間100日以上の子供面会・養育を義務化すること。
- 5 配偶者暴力防止法の運用改善に向けて、次の事項を実施すること。
 - (1) 警察の捜査を義務付け証拠主義とし、親権・監護権を目的とした主張、親子引き離しを目的とした「捏造DV」は作為的な行為であると認定し、罰則を強化すること。
 - (2) 配偶者暴力防止法に関する相談が警察にある場合は、子どもを児童相談所が一時的に保護し、警察が捜査し、事実が確認できれば、警察での相談を受理するとともに、区市町村が配偶者暴力防止法に基づく届出を受理し、子どもを相談者へ引き渡すこと。
- 6 親権の無い親やその祖父母についても常に調査し、親権の変更審判など、子どもの利益が最大限になるよう児童相談所に義務付けること。

- 7 特別養子縁組について、次の事項を実施すること。
 - (1) 外国人との特別養子縁組を禁止すること。
 - (2) 特別養子縁組後、18歳まで生存確認や特別養子縁組の継続についての子どもの意思を確認すること。
 - (3) 特別養子縁組した子どもの実父・実母の氏名を戸籍から削除しないこと。
 - (4) 特別養子縁組は、親権者や子どもが自ら希望した場合のみ実施できるものとする。
- 8 成年後見人は、元夫婦や叔父叔母等親族を最優先にすること。弁護士にすることは最終手段とすること。

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1036 号	受理年月日	令和8年 4月20日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳情者					
件名	児童相談所での更なる環境改善に関する陳情				
要旨	<p>今、世の中は、児童虐待殺人事件を阻止し、児童虐待阻止強化が強く求められている。我が団体も同じ気持ちで活動を行っている。児童虐待阻止の強化が必要である。ただ、児童相談所では、児童の人権・児童の福祉がないがしろにされている。児童の環境を改善していただきたい。</p> <p>また、児童自殺について児童相談所が取り組まれていないことが非常に残念である。</p> <p>児童相談所は子どもを誘拐し、子どもは帰りたいと懇願しても帰れない。公的機関が行う拉致である。このような事例は、全国の児童相談所で普通に起こっている。</p> <p>家庭裁判所も児相に付度しているため、子どもの意見は、永久に実行されない。</p> <p>ついては、京都府管轄の児童相談所において、次の事項について改善されるよう陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 1ヶ月の保護費用が40万円/人、乳幼児50万円/人かかることが問題。保護者から月5万～10万円を毎月/人徴収される。異常に高額であることが問題。普通の24時間保育では1ヶ月10万円である。 2 京都府南丹市で行方が分からない市立園部小の新6年生の保護の状況について説明すること。 3 健康な親でも必ず精神科を受診するよう強要することがないようにすること。 4 虐待を認めなければ、家族環境改善策を提案しないことがないようにすること。 				

- 5 虐待を認めなければ、面会も行われなかったことがないようにすること。
- 6 親子の再統合へ配慮し適切に行うための、当該児童が求めた場合でも、原則面会・電話・手紙等の通信は行われなかったことがないようにすること。(虐待を認めることを条件に実施されている。)
- 7 面会でなくても通常月に1回であることがないようにすること。
(乳幼児でも月に1回、母乳をあげることも、肌と肌でのスキンシップもできない。異常としか言えない。)
- 8 面会・電話・手紙等は、虐待を疑われる保護者でない保護者・兄弟姉妹・親戚・友達・友達の保護者など自由に認められていないことがないようにすること。
- 9 施設保護・里親等で保護されると、子どもの通帳を勝手に作られ、児童手当・扶養手当、コロナウイルス支援手当10万円が施設で管理している通帳に送金されることや、施設が自由に他人の通帳を使用することがないようにすること。
- 10 保護中に精神薬を投与し、精神障害等重くなった場合は、即保護者に引き渡すこと。
- 11 元夫婦や叔父叔母等親族がいても、保護中に成人になると、成年後見人(弁護士)に勝手にして、その後も、保護者には生涯音信不通となることがないようにすること。
- 12 出産前の定期健診で、初めての出産ですと言うだけでネグレクトの疑いで病院や看護師、医師から虐待通報されるだけで児童相談所に保護されることがないようにすること。
- 13 出産前の定期健診で虐待通報された場合、出産後まで母親との接触はしないのに、病院の支払いをする時に、バンで来て病院の裏口から5～6人の児相職員で赤ちゃんをさらっていくことがないようにすること。
- 14 特別養子縁組は300万円程度の斡旋手数料が業者に入る。外国人への特別養子縁組をやめること。

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1037 号	受理年月日	令和8年 5月20日	送付委員会	危機管理・健康福祉常任委員会
陳情者					
件名	一部保険外療養の撤回を求める意見書の採択を求めることに関する陳情				
要旨	<p>第221回国会に提出された「健康保険法等の一部を改正する法律案」には、OTC類似薬の保険適用除外問題に端を発して提案された保険外併用療養費の新類型である「一部保険外療養」が盛り込まれている。これは、従来の医療保険制度改革とは質と次元の違う、史上最悪の改革案であると考ええる。</p> <p>一部保険外療養の対象について、法案には「その他の適正な医療の提供」との文言があり、OTC類似薬に限らず、あらゆる療養の給付が厚生労働大臣の定めによって一部保険外療養の対象になり得ることが既に確認されている。</p> <p>国民皆保険制度は、安全で有効性の確認された医療についてはすべて速やかに保険収載し、医師の専門的判断によって現物給付されることを原則とする。</p> <p>今回の一部保険外療養はこの原則を否定し、あらゆる療養の給付のうち「他の被保険者の保険料負担により給付する必要性が低いと考えられる」ものを厚生労働大臣の判断によって「一部保険外」とすることを可能にする制度案であり、現場で患者の生命を預けるものとして決して受け入れることはできない。</p> <p>地方自治体にとっては、住民の健康権・生存権保障を揺るがす重大な内容であり、ぜひとも議会として意見書を採択し、国に対して要望を上げていただくことを望むものである。</p> <p>ついては、第221回国会に提案された「健康保険法等の一部を改正する法律案」に盛り込まれた一部保険外療養の撤回を求める意見書を採択するよう陳情する。</p>				

(案)

令和8年 月 日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三 殿

危機管理・健康福祉常任委員長 林 正 樹

閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

記

1 件 名

- (1) 危機管理について
- (2) 消防及び防災について
- (3) 福祉対策について
- (4) 保健医療対策について

2 理 由

審査及び調査が終了しないため

開催事等に係る委員会調査一覧表(案)

健康福祉部

開催事等名	主催者名 (招待者名)	会 場 (市区町村名)	日 時
共同募金運動80回記念 第75回京都府社会福祉大会	京都府、 社会福祉法人京都府社会福祉協議会、 社会福祉法人京都府共同募金会、 一般社団法人京都ボランティア協会	京都府民総合交流プラザ(京都テルサ) (京都市南区)	令和8年9月4日(金) 午後1時30分～3時30分